特別児童扶養手当のご案内

特別児童扶養手当は、身体や精神に障がいのある児童を育てている人に支給される手当です。

● 受給資格者

20歳未満で身体または精神に重度または中度以上の障がいをお持ちの子どもを、監護している父もしくは母、または養育者。

● 手当月額（平成23年4月現在）

1級（重度障害児）50,550円
2級（中度障害児）33,670円

※所得により手当の支給が停止されることがあります。

● 受給できない場合

・児童や、父もしくは母、または養育者が日本国内に住んでいないとき
・児童が、障がいを支給事由とする公的年金を受けることができるとき
・児童が児童福祉施設等に入所しているとき

● 手当を受けるには

福祉課または各支所へ必要書類を添付して、認定請求書を提出してください。

● 所得状況届

毎年8月に「所得状況届」を市役所に提出することになっています。8月上旬に、受給資格者へ所得状況届に関する通知を送付しますので、内容を確認し、手続きを行ってください。

▼問い合わせ　福祉課　☎73・3015

少年育成センター

不審者メール配信サービスを活用していますか？

少年育成センターでは、子どもたちの安全を守るために、不審者情報をメールで一斉配信しています。

次のどちらかの方法で、メールアドレスを登録し、知りたい情報を選ぶと、携帯電話や家のパソコンでメールを受け取ることができます。

【登録方法】

方法 ① 携帯電話で次のQRコードを読み取り、メニューの『メール配信サービス』から登録。

方法 ② 次のメールアドレスに空メールを送信する。
mitoyo1012@kk.88island.jp

▲不審者情報メール受信画面

QRコード

すでに約3,000人が登録！！

▼問い合わせ
少年育成センター
☎62・1115

少年相談コーナー　心子救

相談電話☎62・1116

じんけん探訪⑰

同和をかたる不法行為

誤解していませんか

◆会社や施設に電話

▽福祉施設に同和団体を名乗った電話がかかり「1冊5万円の本を購入してほしい」と要求されました。

▽建設会社に電話がかかり「同和問題の解決に協力してほしい。図書を送るので振り込んでほしい」と要求されました。「いらない」と答えると突然先方は声を荒げました。

▽学校や寺院、個人宛にも同様な電話が入り、4万円を超える書籍の購入要求があり、断ると威圧的な言葉遣いに豹変します。

▽他にも交通事故などのトラブルにかかわって、あたかも同和関係者であるかのようなふりをして威圧するケース等も発生しています。（※注）

その結果、同和地区関係者に対する否定的なイメージが増幅され、問題解決を遅らせる大きな原因となっています。このような行為を法務省は「えせ同和行為」と呼んでいます。行為者も問題ですが、「同和問題はこわいこと」と誤解して避けようとしたり、不法な圧力や要求に屈したりしている側にも問題はないでしょうか。

高額図書の押し売りは、電話が利用され、先方は連絡先を言わず一方的である

◆図書押し売りへの対応

▽不要な場合は「いりません」とはっきり断って電話を切ります。「いいです」とか「結構です」は承諾したとみられます。

▽契約していない図書を勝手に送り付けて代金を請求するのは違法行為ですので返送（受け取り拒否）します。送料は先方負担となります。

▽電話で「買う」と言った場合は「クーリング・オフ」という解約制度を利用します。契約内容を「解約します」と明記して内容証明で先方に通知します。

（※注）2010年1月、岡山県警は恐喝容疑で8人を逮捕しました。同和団体名を名乗って「買わないと若い者が行くぞ」などと電話で脅し、1冊5～6万円で図書を押し売りしていました。全員、同和団体とは無関係の出版社員でした。

勝手に送り付けられた図書は、分厚いボックスケースに入り、とても重い

同和問題啓発強調月間　三豊市人権・同和問題講演会

日時　8月24日（水）午後2時～3時30分
場所　マリンウェーブ
講師　栗原　美和子　先生（テレビドラマプロデューサー・作家）
テーマ　「橋はかかる～プロデューサーと猿まわし芸人　私たち夫婦にできること～」
※手話通訳・要約筆記有り

▼問い合わせ　人権課　☎73・3008

法務省の見解

「同和問題は怖い問題である」という意識がなお根強く残っていることに乗じ、同和問題を口実とする不当な要求、不当な行為などのえせ同和行為が横行し、大きな社会問題となっているが、えせ同和行為はこれまで為されてきた啓発の効果を一挙に覆し同和問題に対する誤った意識を植え付ける大きな原因となっている。
（「えせ同和行為対策大綱」抜粋）

みとよHOTほっとNEWS

6/18 ビオトープで空中田植え

財田里山ビオトープで空中田植えなど環境活動体験が行われました。空中田植えのほか、貴重植物の繁殖を図るため、植物を分けて湿地帯に移したり、昆虫や水生生物などを採取し、名前を調べる自然観察会も行いました。

6/29 カレーパーティーで交流会

比地二幼稚園児と比地小学校の1年生が「カレーパーティー」をしました。5歳児が自分たちで植えた野菜を使ってカレーを作り、1年生を園に招待したもので、小学生らしくなった1年生をまぶしそうに見ていました。

7/3 「中四国・瀬戸内クルージングサミット」開催

中四国・瀬戸内クルージングサミットが新居浜マリーナで開催されました。「海の路」としての瀬戸内海を見直し、「海辺の文化」を創造することで、関係市相互の連携や地域の活性化を図ることを約束しました。

6/25 笑った笑った介護予防講演会

落語家の笑福亭学光氏を迎えて「笑って笑ってお元気に」と題した介護予防講演会がマリンウェーブで行われました。自身の体験談を含めながら、身振り手振りで話し、参加している人は終始笑いに包まれていました。

ひとり親家庭等医療費助成制度が開始
～父子家庭等も対象～

8月から「母子家庭等医療費助成制度」が「ひとり親家庭等医療費助成制度」となり、父子家庭等の父も助成の対象者となります。

● 対　象

次のいずれかに該当する児童（18歳到達後最初の3月31日まで）について、父がその児童を監護し、かつ生計を同じくしている場合に対象となります。

①父母が婚姻を解消した児童
②母が死亡した児童
③母が重度の障がいの状態にある児童
④母の生死が明らかでない児童
⑤その他（母から1年以上遺棄されている児童など）

● 助成開始日

認定された月の初日から助成されます。

医療費の助成を受けるためには受給資格の登録申請が必要です。健康課または各支所で手続きをしてください。

● 必要なもの

①保険証
②金融機関の預金通帳の写し
③印鑑

※平成23年1月1日に三豊市に住所がなかった人は所得証明書が必要です。

※所得制限限度額を超えた場合は助成されません。

※母子家庭等医療費助成制度該当者は登録申請の必要はありません。

▼問い合わせ　健康課　☎73・3014

後期高齢者医療制度
限度額適用・標準負担額減額認定証（新規申請）の交付

今年度の住民税が非課税世帯の人は、申請することにより8月1日以降適用になる「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されます。

この認定証を入院時に医療機関等の窓口に提示すれば、入院時の一部負担金や食事代が減額されます。

● 対　象

・被保険者が属する世帯員全員が住民税非課税である人（区分Ⅱ）
・被保険者が属する世帯員全員が住民税非課税で、世帯員全員の各所得金額（年金所得は控除額を80万円として計算）が0円である人（区分Ⅰ）

● 手続きに必要なもの

・被保険者証
・印鑑
・平成23年度非課税証明書（本人または世帯員が平成23年1月1日に市内に在住していない場合）

※手続きは健康課または各支所でできます。

※平成22年度に認定証の交付を受け、引き続き対象要件を満たしている人には、有効期間を更新した認定証を送付しています。

▼問い合わせ　健康課　☎73・3014
香川県後期高齢者医療広域連合事務局　☎087（811）1866

区分		食事代（1食あたり）	1カ月の自己負担限度額
一般		260円	44,400円
区分Ⅱ	過去1年の合計入院日数が90日※以内の場合	210円	24,600円
	過去1年の合計入院日数が90日※を超える場合	160円	
区分Ⅰ		100円	15,000円

※過去1年の区分Ⅱの限度額適用・標準負担額減額認定を受けていた期間の入院日数

国民年金保険料の免除制度のお知らせ

国民年金保険料の納付が困難な場合は「保険料の免除制度」があります。

所得が少ないなど、保険料を納めることが経済的に困難な場合には、本人の申請手続きにより保険料の納付が「免除」、「一部納付（一部免除）」、または「猶予」される制度があります。

● 免除制度は次の3種類

①免除（全額免除・一部納付）申請

本人、世帯主、配偶者の前年所得が一定額以下の場合に申請手続きをすることにより、保険料の納付が全額免除または半額納付などの一部納付となります。なお一部納付額が未納の場合、未納と同じになります。

②若年者納付猶予申請

30歳未満の人で、本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合に、申請手続きをすることにより、保険料の納付が猶予されます。

③学生納付特例申請

学生で本人の所得が一定額以下の場合に申請することにより、保険料の納付が猶予されます。

保険料免除を申請する人は、年金手帳および納付書、印鑑、離職票または雇用保険受給資格者証等を持って、市民課または各支所で手続きをしてください。

※確定申告をしていない人は、税務課または各支所で相談してください。

※今年転入した人は、前住所地（平成23年1月1日現在）での所得証明書が必要です。

▼問い合わせ
市民課　☎73・3005
善通寺年金事務所　☎0877（62）1660

日常生活用具の給付をします

小児慢性特定疾患治療研究事業の対象疾病で在宅療養をしている、日常生活を営むのに著しく支障のある児童に、次の日常生活用具を給付します。（世帯の課税状況に応じた自己負担が必要です）

便器・特殊マット・特殊便器・特殊寝台・歩行支援用具・入浴補助用具・特殊尿器・体位変換器・車いす・頭部保護帽・電気式たん吸引器・クールベスト・紫外線カットクリーム・ネブライザー（吸入器）・パルスオキシメーター

▼問い合わせ　子育て支援課　☎73・3016

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者手帳をお持ちの人に福祉年金が支給されます

● 対　象

・平成23年7月1日以前1年間、市内に在住している人。
・在宅で生活をしている人（障害者施設、老人ホーム等入所者は対象となりません）

※転出入・死亡等により支給に制限があります。

● 支給額

8,000円～14,000円（年額）

・障がいの種類や程度または年齢により支給額が異なります。
・65歳以上の人は支給額の半額を支給します。

● 申　請

福祉年金を受けるには申請が必要です。今までに申請された人は、再度の申請は必要ありません。新規に手帳を取得された人は市から送られた申請書と各手帳、振込先の通帳をお持ちのうえ、福祉課または各支所で手続きをしてください。

昨年申請していない人も、申請できます。支給は12月中旬ごろに指定の口座に振り込まれます。現金でのお渡しはできませんのでご理解ください。

▼問い合わせ　福祉課　☎73・3015

みとよHOTほっとNEWS

6/15 やった！おばけ玉ねぎがとれたよ

大浜幼稚園でじゃがいも、玉ねぎ、梅の実の収穫を行いました。「やさいえん」では地域の人たちからいただいた苗を植え、育てています。収穫したじゃがいも・玉ねぎはみんなでカレーを作り、梅の実は梅干しにする予定です。

6/9～12 全国ラージボール卓球大会で優勝

「第24回全国ラージボール卓球大会」で、真鍋英雄さん（高瀬町）が優勝しました。男子シングルス70（70～75歳未満）のクラスと、男子ダブルス140（合計140歳以上）のクラスでW優勝。卓球は真鍋さんの生きがいになっているそうです。

7/5 全国大会出場おめでとう！（全国小学生陸上交流大会）

全国小学生陸上交流大会に出場する小学生が市長を表敬訪問しました。100mに出場の林貢くん、松浦圭祐くんは「自己ベストを目指します」と80m障害に出場の山下和毅くんは「全国でも入賞したい」と思いを伝えました。

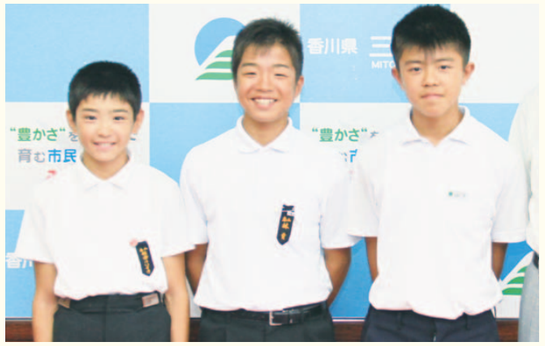

6/26 地域文化の発展を支える文書館がオープン

三豊市文書館の開館記念式典が行われました。郷土の歴史的・文化的価値のある文書や地域資料、刊行物などを収集し、市民の共有財産として将来に引き継ぐとともに、市民が閲覧できるように整理・保管しています。